

第4回「発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議」事業者ヒアリング資料

# 風力発電所における環境アセスメントの 迅速化・簡素化について ～現状、課題および方策～




2012年10月15日

一般社団法人 日本風力発電協会

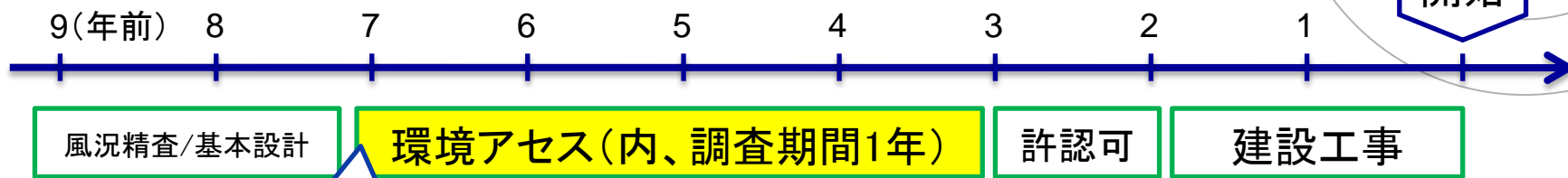
<http://jwpa.jp>



# 【現状】風力発電所操業開始までの概略フロー



操業開始



今後、配慮書手続が導入されることでアセス期間がさらに長期化する見込み。

アセス期間の長期化は、コスト負担増加と共に様々なリスクの増加を伴う。

許認可取得リスク

- 農振除外・農地転用
- 林地開発 etc.

制度変更リスク

- 固定価格買取制度
- 構造基準・審査 etc.

市場リスク

- 地権者リスク
- 風車・資材価格の変動 etc.

# 【現状】アセス期間の長期化への懸念



- 迅速な風力発電の導入促進への影響大

- 手続き完了までの期間の長期化

- 自主アセス(NEDOマニュアル): 14~21ヶ月
- 条例アセス: 24~36ヶ月(条例アセス実施事例より)
- 法令アセス: 概ね48ヶ月程度を要する見込



- 配慮書手続の導入などにより、さらにアセス所要期間が増加する見込



**事業の予見性が低下、事業者の経営計画に与える影響が懸念される**

懸念を払拭して風力の導入拡大を図るためには、アセス迅速化・簡素化が必須！

「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」  
(平成24年4月3日閣議決定)

- 番号6, 7, 8  
- 風力発電に係る環境影響評価の手続迅速化
- 番号39  
- 発電所設置に係る環境影響評価の審査手続の迅速化

- アセスの迅速化のためには

**①各段階における審査期間の短縮 ②調査期間の短縮 が必要。**

# 【課題・方策①】アセス審査期間の短縮(1)



## ■ アセス審査の並行実施による審査期間の短縮

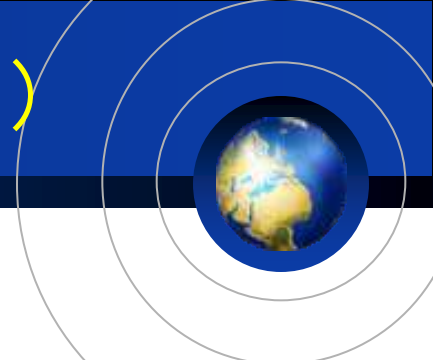
- ✓ 事業者が、方法書または準備書の送付・届出を、環境省、経済産業省、都道府県および関係市町村へ同時並行し、各々が以下の役割に特化した審査を並行的に実施してもらうことで審査期間の短縮が図られると思料。
- ➡ 環境省および経済産業省においては、届出図書内容における調査・予測・評価手法の妥当性に特化した審査を行うことで期間が短縮出来るのではないか。
- ➡ 都道府県および関係市町村においては、届出図書内容について地域の環境保全からの観点による適合性・合理性に特化した審査を行うことで期間が短縮出来るのではないか。

# 【課題・方策①】アセス審査期間の短縮(1)



- ➡ 環境省、経済産業省、都道府県および関係市町村は、アセス図書の送付・届出直後から一斉に審査を開始する。
- ➡ 準備書については、都道府県と関係市町村が審査を並行しつつ、環境省と経済産業省との調整も並行することで、環境大臣意見と知事意見を同時に提出することが可能。
- ➡ 住民意見概要および事業者見解については、これらの作成期間を可能な限り短くすることを前提に、審査期間の内数とする。
- ➡ アセス図書のWeb公開が義務付けられたこと、また、インターネット環境の確立により、住民意見の提出期間は公告・縦覧期間内とする(現状30+15=45日→30日)。

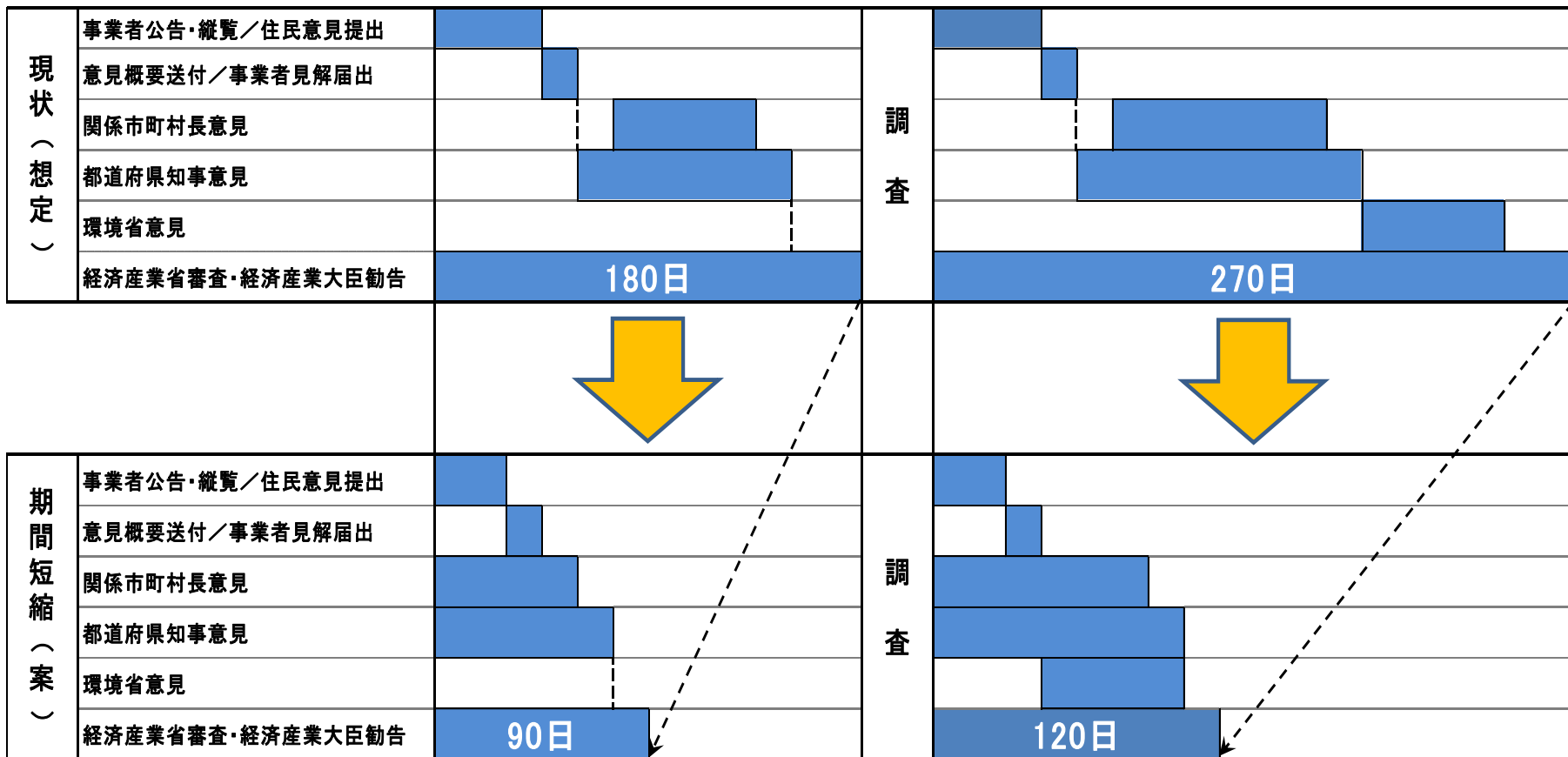
# 【課題・方策①】アセス審査期間の短縮(1)



## ■ 審査期間の“概ね半減”のイメージ

方法書手続

準備書手続



# 【課題・方策①】アセス審査期間の短縮(2)



- 環境審査顧問会と地方自治体等審査会の合同開催
- 国と地方自治体の役割分担
  - ▶ 最新の調査・予測・評価手法に精通している顧問会と、地域に対する見識の深い自治体審査会が合同で開催することにより、効果的且つ効率的な意見集約が可能となり、審査期間が短縮出来るのではないか。
- 顧問会・審査会の開催頻度アップ
  - ▶ 出力1万kW以上の風力発電事業が法アセス対象であるため、今後のアセス件数が大幅に増加する見込である。これに呼応して顧問会・審査会においても開催頻度をアップすることはできないか。
  - ▶ また、事業者がオブザーバー参加して直ぐに応答出来るよう運営形態を取ることで迅速な意見調整が可能となり、審査プロセスの合理化が図られるのではないか。



# 【課題・方策②】アセスの簡素化・迅速化(1)



- アセスの質を落とすことなく、アセスに要する期間を概ね半減させるためには現況調査について、その調査方法等を事業者を含む関係者と十分に協議の上、「**風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業**」を実施し、そのデータを活用することが最も有効な方策と思料。
- 「**風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業**」において風力発電のポテンシャル地域に関する**網羅的かつ、十分な情報整備を、先取りで実施**することで、より**環境に配慮した風力発電施設の計画立案**を行うことが可能となる。



# 【課題・方策②】アセスの簡素化・迅速化(2)



## ■ 効率的且つ効果的な現況調査による期間の短縮

- ✓ 現在、渡り鳥や希少鳥類が確認された場合においては、原則として2営巣期の鳥類調査が必要とされているところ、これがアセス期間の長期化の大きな要因となっている。
- ➡ 「風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」の充実のほか、準備書手続き等のアセス手続期間中における追加調査、操業開始以後の事後調査、または必要に応じて実施する環境保全措置などの充実・活用によって、調査内容や保全措置の水準を下げることなく、調査に要する期間を実質的に短縮することについて検討できないか。

# 【その他の課題①】配慮書手続について



## 【複数案の設定について】

- 良好な風資源を有する風力発電所に適した地域（事業性が高い地域）が複数存在する場合、その全ての地域で事業計画を立案し、その検討段階から地元住民や地権者等への説明・合意形成プロセスを踏んでいくのが風力発電事業であるため、風力発電事業については単一案の検討で十分である旨を明確にして頂きたい。

## 【ゼロオプションの取扱いについて】

- 風力発電事業の場合、事業計画の立案に着手するほど良好な風況が見込まれる事業は、その計画を遂行することを前提として環境影響評価手続を行うため、風力発電事業についてはゼロ・オプションの設定は不要なものである旨を明確にして頂きたい。

# 【その他の課題②】風力発電所リプレースについて



- 風力発電所のリプレースについては、所与の条件が軽微な変更として認められる下記の場合は、重大な環境影響が生じる恐れが想定されない発電所として アセス手続の簡素化(例. 予測評価の合理化)・迅速化(例. 簡易な予測結果による図書作成・審査期間の短縮)を図って頂きたい。
  - 発電所の出力については、10%以上増加しないこと。
  - 対象事業実施区域の位置については、300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

# 【その他の課題③】計画の軽微変更について



- 過去の事例に於いて、環境配慮の観点から風車の位置を移動した事例が存在することから、下記の「手続きを経ることを要しない軽微な変更の要件」について、見直しを検討して頂きたい。

(手続きを経ることを要しない変更の要件)

- 発電設備が100メートル以上移動しないこと。